

平30福個答申第10号
平成31年 1 月 30 日

福岡市住宅供給公社
理事長 馬場 隆 様
(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村 上 裕 章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成17年福岡市条例第103号) 第49条第1項の規定に基づき、平成30年8月20日付け福市住公第225号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第130号

「建築指導課あての文書に記載された個人情報」の訂正拒否決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「建築指導課あての文書に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成30年7月3日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成30年6月7日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

『福市住公第194号』（平成〇年〇月〇日）の（1）分譲時の状況 敷地4面の（東西南北）外構状況【回答】項に記載の『東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したものとされます。』を実態（真実）に添うよう、東側、西側及び南側は『コンクリートブロック擁壁で販売した』旨訂正請求する。』（表現を一部補正）

- ② 平成30年7月3日、実施機関は、審査請求人が訂正を求めている内容は、その事実が明らかでなく、当該請求に理由があると確認することができないとして、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成30年7月27日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、保有個人情報訂正請求書、審査請求書、反論意見書及び平成30年12月12日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 審査請求人所有の敷地（以下「本件敷地」という。）の外構状況は、分譲時既に東側、西側及び南側はコンクリートブロック擁壁であったことは昭和〇年末の

状況写真及び審査請求人と同時期入居の近隣住人の陳述書により立証されている。

また、昭和○年引渡時の○○○○周辺の状況写真に写っている車庫予定部分、擁壁、サインポスト、及びフェンス等の状態は福市住公第194号（以下「194号」という。）に記載の分譲住宅のごあんない（以下「冊子」という。）の注釈の内容と合致していることから、冊子の注釈の内容が引渡時の状態である。

- ② 冊子の注釈に記載の道路に面した箇所とは南側に相当する箇所であり、当該箇所には擁壁を設置する旨記載されているが、194号の結語は「南側は土羽の高さ1メートル以内で販売した」となっており、194号の記載内容自体矛盾している。

194号の結語は、造成計画平面図の記号と合致していることから、造成計画平面図を基に記載したものと考えるが、造成計画平面図は造成段階の仮の図面である。申請時に提出の正式な計画通知書に添付している、敷地外構状況が詳細に記載された配置図、敷地高低図を保有しながら造成計画平面図の記号を引用するのは不当である。また、造成計画平面図は、冊子以前のものであり妥当性がない。

工事完了時の道路台帳図にも敷地外構状況が詳細に記載されているが、東側、西側及び南側が土羽の高さ1メートル以内と思われるような記載はない。

西側との境界箇所は、敷地高低図のように1.3メートルほどの敷地高低差があり1メートル以内と思われる状況でないことも明らかである。

実施機関は現地調査を平成○年○月○日に実施し、西側との境界箇所は分譲住宅引渡時、既にコンクリートブロック擁壁であったことは認めている。

- ③ 保有個人情報訂正拒否決定通知書には、194号の記載内容は、実施機関が保有する造成当時の計画図や現地の状況などに基づく実施機関の判断であると記載されているが、194号には、根拠となる図面を保有していないため、現存する分譲時の冊子の注釈を引用し回答した旨記載されており、記載内容が矛盾している。

また、現地の状況を視察すれば東側、西側及び南側はコンクリートブロック擁壁であり土羽でないことは明らかである。

- ④ 審査請求人が「譲渡物件の外構等施工に関して」に記載している実施機関の口頭による説明である「外壁等に関しては物件所有者各自にて施工してもらいたい。なお、段差のある隣接境界箇所に関しては上段の物件所有者にて施工するように」の段差のある隣接境界箇所とは、北側隣地との境界箇所である。実施機関は、福岡地方裁判所及び福岡高等裁判所への訴訟に対しての棄却判断の根拠として、審査請求人の文書を挙げているが、当該文書の主旨は上記のとおりである。

- ⑤ 控訴事件の内容に関しては、平成○年○月○日福岡地方検察庁へ告発後福岡検察審査会に審査申立てした事件である。一方、検察審査会の旅費日当請求書の中に9枚の架空請求書が存在していることが判明しているため、本件の控訴審理の際は、まずは検察審査会の不正行為を解明した上で審理依頼した。しかし、裁判官は検察審査会の不正行為を放置したまま判断しており、正当な判断とはいえない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、保有個人情報訂正拒否決定通知書、弁明意見書及び平成30年10月24日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 条例第35条の規定により、実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。なお、「訂正請求に理由がある」とは、請求どおりに保有個人情報の内容が事実でないことが判明したときをいう。
- ② 審査請求人は「コンクリートブロック擁壁で販売した」に訂正を求めているが、実施機関においては、造成当時の工事関係書類が保存年限（10年）を経過し、既に工事に関係する設計書、施工図などは処分されていることから、現存する造成計画図や冊子及び現地調査などを踏まえ、実施機関として「土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われまます」旨の見解を示したところであり、実施機関がコンクリートブロック擁壁を施工築造した事実が明確ではなく、訂正の必要があるとは認めがたいと判断した。
- ③ また、平成〇年に審査請求人から今回と同様の訂正請求がなされたが、実施機関は福岡市個人情報保護審議会の答申を受け訂正請求を棄却している。

棄却後、福岡地方裁判所及び福岡高等裁判所へ訴訟が提起されたが、裁判所の判断は「控訴人が本件土地の状況に関して作成した『譲渡物件の外壁等施工に関して』と題する文書（乙7（4枚目））には、控訴人が、被控訴人から、本件敷地の外壁等に関しては、物件の所有者各自にて施工するようにと説明を受けた旨記載されており、これらの事情からすると、本件敷地の東及び西側も、本件敷地の分譲後、被控訴人以外の者によって設置された可能性を否定することはできない。」とされ、訴訟は棄却されたところである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報の訂正の要否について

条例第33条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定しているが、その対象は客観的な「事実」であって、主観的要素を含む「評価・判断」には及ばないと解される（同様の解釈を示したものとして、平成28年1月22日付け総務省情報公開・個人情報保護審査会答申第108号）。

当審議会が確認したところ、本件個人情報は、当時の敷地の外構状況について客観的事実を示す工事関係書類が既に廃棄されている状況において、実施機関としての評価・判断を示したものにほかならないことから、本件個人情報の訂正の必要があるとは認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件敷地の外構状況が、分譲時既に東側、西側及び南側はコンクリートブロック擁壁であったことは昭和〇年末の状況写真及び審査請求人と同時期入居の近隣住人の陳述書により立証されている等主張している。

これらの主張は、いずれも(1)の判断を左右するものではないが、念のため当審議会において、分譲住宅譲渡契約書、冊子、造成計画平面図及び配置図等の図面、陳述書並びに写真等を見分したところ、本件敷地を土羽の高さ1メートル以内で販売したのか、コンクリートブロック擁壁で販売したのか、いずれが事実であるかの確証を得るまでには至らなかった。

5 付言

条例第33条の規定に基づく保有個人情報の訂正請求は、主観的要素を含む評価・判断に及ばないが、条例第1条に規定する条例の目的や、条例全体の趣旨にかんがみれば、実施機関が特定の個人に係る事項について評価・判断を加えるに当たっては、可能な限り客観的な事実又は合理的な根拠に基づきこれを行うなど、評価・判断の正確性の確保に努めるべきことは言うまでもない。

しかしながら、本件の審議過程を通じて確認された事実によれば、本件敷地の外構状況に関する実施機関の見解及びその根拠についての説明は、以下に示すようにその都度変遷が見られる。

① 平成〇年〇月〇日付け福市住公第765号

審査請求人に対し、「瑕疵担保期間の10年を過ぎていることから、所有者にて対応して下さい。」と回答

② 平成〇年〇月〇日付け福市住公第1217号

審査請求人に対し、「現況から判断しますと、土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。また、当時のカタログで『道路に面した玄関、車庫予定部分を除き擁壁、フェンスおよびサインポストは設置しますが、その他、車庫、玄関部分、境界塀等は施工しませんので、入居者の負担工事となります。』との記入があり、当該部分が擁壁か境界塀かは、書類も残っておらず不明です。」と回答

③ 平成〇年〇月〇日付け福市住公第194号

福岡市住宅都市局指導部建築指導課長に対し、「現存する分譲時の冊子の注釈には『道路に面した玄関、車庫予定部分を除き擁壁、フェンスおよびサインポストは設置しますが、その他、車庫、玄関部分、境界塀等は施工しませんので、入居者の負担工事となります。』となっていることから、東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。」と回答

④ 平成30年9月5日付け福市住公第274号

当審議会に対し、「現存する造成計画図や分譲住宅のご案内及び現地調査などを踏まえ、公社として『土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。』旨の見解を示した」と弁明

とりわけ、実施機関が、本件敷地の外構状況について「土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます」という見解を示すに当たり、上記②においては、審査請求人に対し専ら「現況」をその根拠として示すとともに、分譲時の冊子の記載と本件敷地の外構状況の関係については「書類も残っておらず不明です」と明確に回答しているにもかかわらず、上記③においては、福岡市に対しあたかも分譲時の冊子の記載が根拠であるかのように回答していることは、不可解というほかない。

よって、当審議会は、実施機関が、今後、特定の個人に関する事項について評価・判断を加えるに当たっては、可能な限り客観的な事実又は合理的な根拠に基づき慎重にこれを行うなど、その正確性の確保に努められるよう、求めるものである。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 8 月 20 日	審査庁から諮問
平成30年 9 月 5 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成30年 9 月 19 日 (第196回審査請求部会)	審議
平成30年10月 4 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成30年10月24日 (第197回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成30年11月13日 (第198回審査請求部会)	審議
平成30年12月12日 (第199回審査請求部会)	審査請求人から意見聴取及び審議
平成31年 1 月 28 日 (第200回審査請求部会)	審議